

一宮南中学校いじめ防止基本方針（改訂版）

宍粟市立一宮南中学校
令和5年4月

1 一宮南中学校の方針

一宮南中学校では、学校教育目標「次代の社会を担う教育の創造」をもとに、「愛情たっぷり 一南家族 ～認め合う、高め合う、磨き合う～」を重点目標として教育活動を推進している。そのために、全ての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、『いじめゼロ』の学校をめざし、いじめの未然防止・いじめの早期発見・早期解決に取り組み、いじめ撲滅を図るために「一宮南中学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法の定義による】

3 いじめ防止等の指導体制

項目1 「いじめに対する基本姿勢」

- (1) いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる認識を持つ
- (2) いじめを絶対に許さない
- (3) いじめられた子どもを守りぬく
- (4) いじめを根絶する

項目2 「いじめの未然防止」

- (1) 授業づくり
○一人一人が主体的に参加、活動できる「わかる」授業づくり
- (2) 仲間づくり
○「認め合い、高め合う集団」づくり
○自他の命や人権を大切にし、お互いを思いやる集団づくり
- (3) 学校づくり
○道徳教育、人権教育の充実した学校づくり
○子どもの豊かな心を育むための教育が充実した学校づくり
- (4) 教師づくり
○「いじめ対応マニュアル」「宍粟市いじめ防止基本方針」を活用した校内研修・事例研修などによる教職員の対応能力の向上

項目3 「いじめいの早期発見・早期対応」

- (1) 教師の組織的対応、ネットワークによる情報収集
- (2) 児童生徒の観察、面接、日記指導、定期的なアンケート実施による実態把握

- 日頃から観察、声かけ(気づいたら記録する)
- 人間関係、ストレス等の把握(調査等の実施)
- 「個人日記」「班日記」「部活動日記」
- 学期に一回以上「いじめアンケート」を実施
- (3) 児童生徒、保護者、地域住民、教師の信頼関係構築による迅速な情報入手
 - 家庭訪問、連絡帳、電話、メール等による情報入手
- (4) 職員間での綿密な情報交換の実施。(全職員での共通理解)
 - 児童生徒を語る会「〇〇っ子を語る会」の実施

項目4 「いじめが起きた場合の対応」

☆ 即日対応、即刻決着を基本とする

- (1) 「校内いじめ問題対策委員会」の稼働による組織的対応実施
 - 【校内いじめ問題対策委員会の構成員】
 - 校長、教頭、生徒指導担当者、学級・学年担任(複数)、養護教諭、スクールカウンセラー等

<校内いじめ問題対策委員会の機能>

- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ・いじめに関する子ども、保護者、地域住民に対する意識啓発
- ・いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ・いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・いじめの情報やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
- ・いじめの防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善

- 正確な情報収集、事実確認
 - ・被害児童生徒、加害児童生徒、関係児童生徒、他児童生徒からの聞き取り
 - ・事実関係の確認と記録・整理
- 指導方針の決定
- 被害児童生徒、保護者への支援実施(児童生徒保護・心配不安の除去)
- 加害児童生徒への直接指導実施(毅然とした指導)
- 加害児童生徒保護者に対する助言実施(保護者との面談)
- 傍観児童生徒への指導実施(傍観者から仲裁者への転換を促す指導)
- 関係機関との連絡・相談(スクールカウンセラー・学校支援チーム・市育成センター等)
- 継続的な指導によるいじめの再発防止、浄化
- (2) 学警連携による対応実施
 - 犯罪行為に該当するいじめについては警察と連携した対応を実施
 - ・警察への通報、援助要請

項目5 「インターネットやソーシャルメディア等によるいじめへの対応」

- (1) 未然防止のための情報モラル教育の実施及び啓発活動
 - 保護者の責務について周知する。(青少年インターネット環境整備法、青少年愛護条例 等)
 - インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等の関係機関と連携した指導、講演会・研究会を実施し子どもや保護者への啓発に努める。
 - 未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、生徒会活動等において、スマートフォンや携帯電話の使用について、ルールを自分たちで考え、適切な利用を啓発していくなどの取組を進める。

○情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。

○保護者会でスマートフォンや携帯電話の使用に関する学校のルールを共有し、管理者である保護者と連携する。

○早期発見では、メールを見たときの表情やスマートフォンや携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携をする。

(2) 警察等の関係機関と連携した迅速な対応

○早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除、法律違反等への対応を迅速に図る。

○人権侵害や犯罪、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携し対応していく。

項目6 「いじめ問題に対応するための校内体制」

(1) 校内組織

○生徒指導・生活指導部会（定例実施）

○いじめ問題対策委員会（定例実施・発生時招集）

【校内いじめ問題対策委員会の構成員】

→校長、教頭、生徒指導担当者、学級・学年担任（複数）、養護教諭、スクールカウンセラー等

(2) 関係機関との連携

○教育相談（スクールカウンセラーとの連携）

○教育委員会、警察、町内小中学校との連絡・相談

(3) 地域、家庭との連携

○PTA、学校評議員会との連絡・相談

○宍粟市いじめ問題対策連絡協議会(本校、PTA、教育委員会、警察署、家庭児童相談所等)との連携

※ いじめ問題への対応については「資料1 通常時の対応フロー」参照

項目7 「重大事態への対処」

重大事態の意味については、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>○生徒が自殺を企図した場合
○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合 等</p> <p>② いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--|

(いじめ防止対策推進法 第28条より抜粋)

(1) 学校及び設置者による調査

(2) 設置者または学校のもとに調査組織を設置（調査報告作成・被害者への情報提供・市長への報告等）

※ 重大事態への対応については「資料2 緊急時の対応フロー」参照

通常時の対応フロー



